

個人情報の共同利用について

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、加入事業所による共同利用、委託先への提供については、同法第 23 条第 5 項第 3 号においてあらかじめ「①共同利用する旨、②共同して利用する個人データの項目、③共同利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤個人データの管理責任者」を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にされている場合、第三者提供に当たらないこととなっています。

当健康保険組合で個人情報を共同利用している内容は以下のとおりです。

◆加入事業所との健康診断結果等の個人情報を共同利用した保健事業

共同利用事業の内容	当健康保険組合は、各事業主と「従業員の健康増進」を目指すべく、事業主との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な各種保健事業の実施や健康増進に向けて、健診結果等（問診票含む）の個人情報を共同利用します。
共同して利用する個人データの項目	「一般健診」「精密健診」「婦人科健診」「人間ドック」「その他各種健診」等、事業主、健保組合で取り扱う各種健診の受診者に関わる、氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・事業所名・記号・番号・所属名称・健診種別・健診機関・健診日・健診結果（健診データ）・相談及び指導内容、医療機関未受診情報（病歴等の情報は含まない）、特定健診未受診情報、特定保健指導未終了情報。 ※被扶養者に関して共有する情報は、家族健診受診申込のため必要な情報のみとし、健診結果、相談及び指導内容は共有しません。
共同利用する者の範囲	事業主 健康管理部門担当者、責任者 当健康保険組合 保健事業担当者、事務長、常務理事
利用する者の利用目的	健診結果等個人データを各事業主と当健康保険組合が共同利用することにより、健診受診、特定保健指導、保健指導、情報提供、医療機関への受診勧奨、生活習慣病の予防、重症化予防を目的とした保健事業を実施します。
個人データの管理責任者	事業主 健康管理部門の責任者 当健康保険組合 常務理事（個人情報取扱責任者）

本共同事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。（匿名加工したデータは除く）また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に

用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業主もしくは当健康保険組合にお申し出ください。

◆健康保険組合連合会との高額医療給付に関する交付金交付事業

共同利用事業の内容	当組合は高額医療費の一部について補助を受ける際に、申請先である健康保険組合連合会と診療報酬明細書（レセプト）の記載情報を共同利用します。
共同して利用する個人データの項目	高額医療費の補助対象となる本人・家族の診療報酬明細書記載事項（保険証記号・番号、受診者名、傷病名、診療内容、医療費、受診医療機関名、公費負担等）
共同利用する者の範囲	健康保険組合連合会 健康保険組合連合会 高額医療グループ 当健康保険組合 給付担当者、事務長、常務理事
利用する者の利用目的	健康保険組合連合会は、申請内容に誤りがないかチェックし、適正な交付を行います。当健保組合は、当該申請を行うことにより、高額医療給付の一部の交付を受けます。
個人データの管理責任者	健康保険組合連合会 高額医療グループ グループマネージャー 当健康保険組合 常務理事(個人情報取扱責任者)